

専 決 処 分 事 項 の 承 認 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専決第7号

専 決 処 分 書

令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和7年3月31日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)

令和 6 年度鹿沼市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 61,095 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,991,791 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,809,882	51,117	1,860,999
	1 国民健康保険税	1,809,882	51,117	1,860,999
5 県支出金		6,967,067	△112,512	6,854,555
	1 県負担金	24,613	△999	23,614
	2 県補助金	6,942,453	△111,513	6,830,940
9 諸収入		65,978	300	66,278
	4 雑入	31,972	300	32,272
歳 入 合 計		10,052,886	△61,095	9,991,791

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		6,805,861	△125,500	6,680,361
	1 療養諸費	5,896,924	△98,000	5,798,924
	2 高額療養費	876,068	△22,000	854,068
	4 出産育児諸費	25,011	△5,500	19,511
4 保健事業費		117,706	△19,000	98,706
	1 特定健康診査等事業費	117,706	△19,000	98,706
8 予備費		206,821	83,405	290,226
	1 予備費	206,821	83,405	290,226
歳 出 合 計		10,052,886	△61,095	9,991,791